

## ながふじ学府一体校建設検討会要綱

### (設置)

第1条 磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ながふじ学府一体校の基本設計に関して必要な事項を検討するため、ながふじ学府一体校建設検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) ながふじ学府一体校の基本設計に係る施設配置、機能、内容等に関すること。
- (2) その他ながふじ学府一体校の基本設計に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 検討会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中一貫教育及び一体校建設に関し学識経験を有する者
- (2) 豊田中学校、豊田北部小学校及び豊田東小学校の保護者を代表する者
- (3) ながふじ学府の住民組織を代表する者
- (4) 豊田中学校、豊田北部小学校及び豊田東小学校の教職員を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から基本設計が終わるまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を

聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(告示施行後最初に行われる検討会の会議の招集)

2 この告示の施行後最初に行われる検討会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。